

平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 8 月
独立行政法人海洋研究開発機構

1. 平成 20 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.0%) 345	(78.6%) 374	(71.3%) 590	(38.1%) 190	(71.0%) 245	(△49.2%) △184	(72.8%) 474	(82.9%) 395
企画競争・公募	(13.5%) 88	(12.8%) 61	(12.6%) 104	(56.7%) 283	(18.2%) 16	(363.9%) 222	(13.4%) 87	(11.7%) 56
競争性のある 契約 (小計)	(66.5%) 433	(91.4%) 435	(83.9%) 694	(94.8%) 473	(60.3%) 261	(8.7%) 38	(86.2%) 561	(94.6%) 451
競争性のない 随意契約	(33.5%) 218	(8.8%) 42	(16.1%) 133	(5.2%) 26	(△39.0%) △85	(△38.1%) △16	(13.8%) 90	(5.4%) 25
合 計	(100%) 651	(100%) 477	(100%) 827	(100%) 499	(27.0%) 176	(4.6%) 22	(100%) 651	(100%) 476

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 25 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画のものである。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

既に一般競争入札等に移行できるものはすべて移行しているが、「運送」「設計等の委託の際に特定の者でないとその目的を達せられないとき」「既存製品等の保守等に関する契約であり当該製品を設計等した者以外では実施できないとき」等の理由により、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約が残っているため。

なお、見直し計画に対して件数では2.3ポイント不足（計画86.2%、25年度83.9%）しているが、24年度（81.2%）からは2.7ポイント改善しており、また金額では計画を満たしている（計画94.6%、25年度94.8%）。

3. 一者応札・応募の改善状況

（単位：件、億円）

		平成20年度	平成25年度	比較増△減
2者以上	件数	112 (26.4%)	119 (21.3%)	7 (6.3%)
	金額	14 (3.1%)	225 (56.5%)	211 (1507.1%)
1者以下	件数	312 (73.6%)	439 (78.7%)	127 (40.7%)
	金額	421 (96.9%)	173 (43.5%)	△248 (△58.9%)
合計	件数	424 (100%)	558 (100%)	134 (31.6%)
	金額	434 (100%)	398 (100%)	△36 (△8.3%)

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

（注3）比較増△減の（ ）書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

4. 一者応札、一者応募に係る改善方策（URL <http://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/kaizen.html>）

5. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

（単位：件、億円）

		関係法人等が契約の 相手方となった案件	二者以上が 応札・応募した案件	
			関係法人等のみが 応札・応募した案件	
一般競争入札	件数	11	3	0
	金額	0.9	0.1	0
指名競争入札	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
企画競争	件数	2	2	0
	金額	6.3	6.3	0
公募	件数	8	0	0
	金額	18.8	0	0
小計	件数	21	5	0
	金額	26.1	6.4	0
競争性のない 随意契約	件数	2	—	—
	金額	0.1	—	—
合計	件数	23	—	—
	金額	26.2	—	—

（注1）「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長）により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

（1）関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

（2）特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

（3）関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

（4）関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人0Bが占める割合が3分の1以上等）